

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正について  
(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)

平成18年8月  
厚生労働省

1 改正の趣旨

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告を踏まえた化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善を図るため、労働安全衛生法の改正が行われ、平成18年12月1日から施行される。

改正法では、表示・文書交付の対象物質を「健康障害を生ずるおそれのある物」だけでなく「危険を生ずるおそれのある物」に拡大することとされた。このため、表示・文書交付対象物質として、危険な物質を追加する等、国連勧告に対応して表示及び文書交付制度を改善するため、労働安全衛生法施行令等について必要な改正を行うこととする。

2 労働安全衛生法施行令の改正

(1) 表示の対象となる物質の範囲の拡大(要綱第一関係)

譲渡・提供する際に容器・包装に、名称・成分等を表示しなければならない物として、危険を生ずるおそれのあるエチルアミン等の8物質及びこれらを含む製剤その他の物を追加する。

※ 追加される8物質

エチルアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、  
硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルローズ、  
ピクリン酸、1,3-ブタジエン

(2) 文書交付の対象となる物質の範囲の拡大(要綱第二関係)

譲渡・提供する際に文書交付等により、名称・成分等を通知しなければならない物として、危険を生ずるおそれのある次亜塩素酸カルシウム等の3物質及びこれらを含む製剤その他の物を追加する。

※ 追加される3物質

次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトロセルロース

(3) 経過措置（要綱第三関係）

改正により表示・文書交付の対象に追加されるもののうち、政令の施行の日前に、製造され、又は輸入され、同日において現に存するものについて、経過措置を設けることとする。

ア 表示に関する経過措置（要綱第三の一関係）

エチルアミン等及びエチルアミン等を含有する製剤その他の物のうち、政令の施行の日に現に存するものについては、平成19年5月31日までの間は、表示の規定は適用しないものとする。

イ 文書交付に関する経過措置（要綱第三の二関係）

次亜塩素酸カルシウム等及び次亜塩素酸カルシウム等を含有する製剤その他の物のうち、政令の施行の日に現に存するものについては、平成19年5月31日までの間は、文書交付の規定は適用しないものとする。

(4) 施行期日（要綱第四関係）

平成18年12月1日とする。

3 労働安全衛生規則の改正

(1) 表示の対象となるものの濃度範囲の拡大（要綱第一関係）

国連勧告に対応し、労働安全衛生法施行令第18条及び別表第3第1に掲げる表示の対象物質を含有する製剤その他の物について、表示の対象となるものの濃度範囲の見直しを行うこととする。

※ 国連勧告で定める有害性ごとの濃度範囲

変異原性（区分1）・発がん性（区分1）	: 0.1%以上
呼吸器感作性（気体）	: 0.2%以上
生殖毒性（区分1）	: 0.3%以上
その他の有害性	: 1%以上

(2) 文書交付の対象となるものの濃度範囲の拡大(要綱第二関係)

国連勧告に対応し、労働安全衛生法施行令別表第3第1及び別表第9に掲げる文書交付の対象物質を含有する製剤その他の物について、文書交付の対象となるものの濃度範囲の見直しを行うこととする。

※ 国連勧告で定める有害性ごとの濃度範囲

皮膚感作性・呼吸器感作性・変異原性(区分1)・発がん性・生殖毒性

: 0.1%以上

その他の有害性 : 1%以上

(3) 経過措置(要綱第三関係)

ア 表示の対象となるものについて

(ア) 含有量が1%未満であるものに対する経過措置(要綱第三の一関係)

名称等を表示しなければならない物として新たに(1)に掲げられる製剤その他の物のうち、表示対象物質の含有量はその重量の1%未満のものについては、平成20年11月30日までの間は、表示の規定は適用しないものとする。

(イ) 施行日の際現に存するものに対する経過措置(要綱第三の二関係)

名称等を表示しなければならない物として新たに(1)に掲げられる製剤その他の物で、表示対象物質の含有量はその重量の1%以上のもののうち、施行の際現に存する物については、平成19年5月31日までの間は、表示の規定は適用しないものとする。

イ 文書交付の対象となるものについて

(ア) 含有量が1%未満であるものに対する経過措置(要綱第三の三関係)

名称等を通知しなければならない物として新たに(2)に掲げられる製剤その他の物のうち、文書交付対象物質の含有量はその重量の1%未満のものについては、平成20年11月30日までの間は、文書交付の規定は適用しないものとする。

(イ) 施行日の際現に存するものに対する経過措置(要綱第三の四関係)

名称等を通知しなければならない物として新たに(2)に掲げられる製剤その他の物で、文書交付対象物質の含有量はその重量の1%のもの

のうち、施行の際現に存する物については、平成19年5月31日までの間は、文書交付の規定は適用しないものとする。

(4) 施行期日

平成18年12月1日とする。